

令和 6 年 5 月 27 日
消 防 庁

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対する 意見公募

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等について、令和6年5月28日（火）から令和6年6月26日（水）までの間、意見を公募します。

1 改正内容

以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）及び危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目（昭和62年消防庁告示第4号）を改正するものです。概要については、別紙2を御覧ください。

- （1）危険物取扱者講習に係る指定講習機関の指定基準等の規定
- （2）製造所等の定期点検の周期の合理化

2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象（別紙3・4参照）
 - ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）
 - ・危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目の一部を改正する件（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙1を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和6年6月26日（水）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

4 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該省令を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課危険物保安室 早川補佐、高橋

TEL 03-5253-7524（直通）

E-mail: fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

意見公募要領

1 意見公募対象

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等

2 意見公募の趣旨・目的・背景

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「危険物取扱者講習」という。）は、現在都道府県が実施していますが、都道府県からの意見も踏まえ、デジタル化への対応として、オンライン講習を行う指定講習機関（同法第16条の4第2項に規定する指定講習機関をいう。以下同じ。）を新たに指定できるようにする必要があります。

また、消防法第14条の3の2及び規則第62条の4の規定により、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第8条の5に規定する製造所等は、一年に一回以上定期点検を行う必要があり、同様に規則第62条の5の4の規定により移動タンク貯蔵所の漏れの点検についても五年に一回以上行う必要があることとされています。

今回、危険物取扱者講習に係る指定講習機関の指定基準等を規定し、また、デジタル技術の活用による点検周期の合理化を可能とするために、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）等を改正するものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）によ

り提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課危険物保安室 へ

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくをお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課危険物保安室 へ

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7534

総務省消防庁予防課危険物保安室 へ

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和 6 年 5 月 28 日（火）から令和 6 年 6 月 26 日（水）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課危険物保安室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課危険物保安室

担 当：早川、高橋

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

電子メールアドレス：fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@（半角に修正してください）に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁

予防課危険物保安室 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等について

令和6年5月
消防庁危険物保安室

1 改正概要**(1) 危険物取扱者講習に係る指定講習機関の指定基準**

- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）により、対面講習は原則としてデジタル処理で完結することとされた。
- 消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「危険物取扱者講習」という。）は、現在都道府県が実施しているが、都道府県からの意見も踏まえ、デジタル化への対応として、オンライン講習を行う指定講習機関（同法第16条の4第2項に規定する指定講習機関をいう。以下同じ。）を新たに指定できるようにする必要がある。
- そこで、危険物取扱者講習に係る指定講習機関の指定基準等を規定するために、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）等を改正する。

(2) 製造所等の定期点検の周期の合理化

- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」では、定期検査・定期点検について、デジタル技術の活用により検査等の周期の延長など現行規制を合理化することとされた。
- 消防法第14条の3の2及び規則第62条の4の規定により、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第8条の5に規定する製造所等は、一年に一回以上定期点検を行う必要があるところ、デジタル技術の活用による点検周期の合理化を可能とするため、規則を改正する。
- 同様に、規則第62条の5の4の規定により五年に一回以上行うこととされている移動タンク貯蔵所の漏れの点検についても、デジタル技術の活用による点検周期の合理化を可能とするため、規則を改正する。

2 改正内容**(1) 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）****① 危険物取扱者講習に係る指定講習機関の指定基準**

- 危険物取扱者講習に係る指定講習機関の指定基準について、以下のとおり定める。
 - ・ 指定講習機関の指定は、危険物取扱者講習を行おうとする法人の申請により行うこと
 - ・ 指定を受けようとする法人が総務大臣に提出する申請書及び添付書類（定款及び登記事項証明書等）を定めること
 - ・ 総務大臣は、指定を受けようとする法人が、オンライン講習ができる体制を有していること等の要件を満たしていると認めるときでなければ指定をしてはならないこと
 - ・ 総務大臣は、指定を受けようとする法人が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること等の要件に該当するときは、指定をしてはならないこと

- ・ 総務大臣は、指定講習機関を指定したときは、当該指定を受けた者の名称等を公示しなければならないこと
 - ・ 指定講習機関は毎年一回以上講習を行わなければならないこと
 - ・ 指定講習機関の役員等は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は漏洩してはならないこと
- その他、指定講習機関の運営等に関する事項について規定する。
 - その他、所要の改正を行う。

② 製造所等の定期点検の周期の合理化

- 製造所等の定期点検及び移動タンク貯蔵所の漏れの定期点検について、常時監視するための装置その他の必要な措置が講じられ、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、点検周期を合理化することができることとする。

(2) 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目の一部を改正する件（案）

- 講習の実施等の主体として、総務大臣が指定する市町村長その他の機関を明示するための規定の整備を行う。
- 講習の修了証明の方法として、危険物取扱者免状への記載又は修了証の発行を規定するとともに、修了証の様式を定める。

3 施行期日

(1) (2) とともに、公布の日から施行する。

ただし、(2) のうち修了証の様式を定める規定については、令和7年4月1日から施行する。

○総務省令第 号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二十三及び第十四条の三の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

総務大臣 松本 剛明

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

〔危険物の取扱作業の保安に関する講習〕

〔講習〕

第五十八条の十四 法第十三条の二十三の規定により、製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、当該取扱作業に従事することとなった日から一年以内に危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下この条及び次条において単に「講習」という。）を受けなければならない。ただし、当該取扱作業に従事することとなった日前二年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、それぞれ当該免状の交付を受けた日又は当該講習を受けた日以後における最初の四月一日から三年以内に講習を受けることをもつて足りるものとする。

第五十八条の十四 法第十三条の二十三の規定により、製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、当該取扱作業に従事することとなった日から一年以内に講習を受けなければならない。ただし、当該取扱作業に従事することとなった日前二年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、それぞれ当該免状の交付を受けた日又は当該講習を受けた日以後における最初の四月一日から三年以内に講習を受けることをもつて足りるものとする。

〔2・3 略〕

〔2・3 同上〕

〔危険物の取扱作業の保安に係る指定講習機関〕

第五十八条の十五 法第十六条の四第二項に規定する指定講習機関（以下この条において単に「指定講習機関」という。）の指定は、講習を行おうとする法人の申請により行う。

〔新設〕

2] 指定を受けようとする法人は、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定を受けようとする年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。

一 第五十八条の二第二項第一号から第七号まで及び第十二号に掲げる書類

二 講習事務を取り扱う事務所の名称及び所在地を記載した書類

三 講習事務の実施の方法の概要を記載した書類

四 第四項各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

3] 総務大臣は、前項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、法第十三条の二十三の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者が、講習以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて当該講習が不公正になるおそれがないこと。

四 全国の講習を受講しようとする者に対して、通信の方法（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義又は演習をする方法その他これに準ずる方法をいう。）又は当該通信の方法及び対面により講習の業務を行うことができる体制を有していること。

- 4] 総務大臣は、第一項の規定による申請をした法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、法第十三条の二十三の規定による指定をしてはならない。
- 一] 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 二] その法人又はその業務を行う役員が法又は法に基づく命令に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない法人であること。
 - 三] 第二十項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない法人であること。
 - 四] 第二十項の規定による指定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつていゝる法人であること。
- 5] 総務大臣は、法第十三条の二十三の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。
- 6] 指定講習機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 7] 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
- 8] 指定講習機関は、毎年一回以上講習を行わなければならない。
- 9] 指定講習機関は、公正に、かつ、前条第三項の規定に基づき消防庁長官が定める講習に係る基準に適合する方法により講習を行わなければならない。
- 10] 指定講習機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 11] 指定講習機関は、次に掲げる講習の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、講習の業務の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 一] 講習の業務を取り扱う日及び時間に関する事項
 - 二] 講習の業務を取り扱う事務所及び当該事務所が担当する地域に関する事項
 - 三] 講習の業務の実施の方法に関する事項
 - 四] 講習の手数料の収納の方法に関する事項
 - 五] 講習の業務に関する秘密の保持に関する事項
 - 六] 講習の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
 - 七] 第十四項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
 - 八] その他講習の業務の実施に関し必要な事項
- 12] 総務大臣は、前項の規定により届出をした業務規程が講習の業務の適正かつ確実な実施上不適

当となつたと認めるときは、指定講習機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができ
る。

13] 指定講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損
益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁氣的方
式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算
機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の作成がさ
れている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成
し、総務大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えておかなければならない。

14] 講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、指定講習機関の業務時間内は、いつでも、
次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定講習機
関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項
を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるいずれかのものにより
提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続
した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信さ
れ、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができ
る物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

15] 指定講習機関は、講習の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した帳簿を備え、講習を行
つた日からこれを五年間保存しなければならない。

一 講習を行つた年月日

二 講習の実施場所又は実施方法

三 講習の受講者の氏名、住所及び生年月日

四 前号の受講者のうち、講習修了証明を受けた者及びその年月日

16] 総務大臣は、指定講習機関が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該
指定講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることがで
きる。

17] 総務大臣は、指定講習機関が第八項及び第九項の規定に違反していると認めるときは、当該指
定講習機関に対し、講習を行うべきこと又は当該講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必

要な措置をとるべきことを命ずることができる。

18] 総務大臣は、講習の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定講習機関に対し、講習の業務に関し必要な報告を求めることができる。

19] 指定講習機関は、講習の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 休止又は廃止の理由

二 休止又は廃止の時期

三 休止にあつては、その期間

20] 総務大臣は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第四項第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたとき。

三 第六項、第八項から第十一項まで、第十三項、第十五項又は第十九項の規定に違反したとき。

四 第十一項の規定により届け出た業務規程によらないで講習の業務を行つたとき。

五 第十二項、第十六項又は第十七項の規定による命令に違反したとき。

六 正当な理由がないのに第十四項各号の規定による請求を拒んだとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

21] 総務大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第十九項の規定による届出があつたとき。

二 前項の規定により指定を取り消し、又は講習の業務の停止を命じたとき。

(定期点検を行わなければならない時期等)

第六十二条の四 法第十四条の三の二の規定による定期点検は、一年（告示で定める構造又は設備にあつては告示で定める期間）に一回以上行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる。

一 第六十二条の二第一項第一号に掲げる事由により、定期点検を行うことが困難であると認められるとき。

二 法第十条第四項の技術上の基準に適合していることを常時監視するための装置の設置その他の必要な措置が講じられており、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認めるとき。

[2 略]

(定期点検を行わなければならない時期等)
第六十二条の四 法第十四条の三の二の規定による定期点検は、一年（告示で定める構造又は設備にあつては告示で定める期間）に一回以上行わなければならない。ただし、第六十二条の二第一項第一号に掲げる事由により、定期点検を行うことが困難であると認められるときは、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる。

[新設]

[新設]

[2 同上]

<p>第六十二条の五の四 移動タンク貯蔵所に係る定期点検は、第六十二条の四の規定によるほか、告示で定めるところにより、令第八条第三項の完成検査済証（変更の許可に係るものについては、当該移動貯蔵タンクの変更の許可に係るものに限る。）の交付を受けた日又は直近において当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行った日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に一回以上当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる。</p> <p>一 第六十二条の二第一項第一号に掲げる事由により、当該点検を行うことが困難であると認められるとき。</p> <p>二 当該移動タンク貯蔵所の漏れを常時監視するための装置の設置その他の必要な措置が講じられており、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認めるとき。</p>	<p>第六十二条の五の四 移動タンク貯蔵所に係る定期点検は、第六十二条の四の規定によるほか、告示で定めるところにより、令第八条第三項の完成検査済証（変更の許可に係るものについては、当該移動貯蔵タンクの変更の許可に係るものに限る。）の交付を受けた日又は直近において当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行った日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に一回以上当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行わなければならない。ただし、第六十二条の二第一項第一号に掲げる事由により、当該点検を行うことが困難であると認められるときは、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)
- 2 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年総務省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

「 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号) 」	第二十六条第一項第九号(その他総務省令で定める書類に限る。)	「を
「 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号) 」	第二十六条第一項第九号(その他総務省令で定める書類に限る。)	
「 危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号) 」	第五十八条の十五第十五項	「に改める。

別表第三中

「 石油コンビナート等災害防止法 」	第十五条第三項	「を
--------------------------	---------	----

危険物の規制に関する規則	石油コンビナート等災害防止法
第五十八条の十五第十五項	第十五条第三項

に改める。

○消防庁告示第 号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十八条の十四第三項の規定に基づき、危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目（昭和六十二年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

消防庁長官 原 邦彰

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一 講習の種別</p> <p>一 講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の態様に応じ、次のとおり種別を設けて実施するものとする。ただし、都道府県知事（総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。第四において同じ。）は、(三)の種別については、さらにこれを区分して実施することができる。</p> <p>〔(一)〕(三) 略</p> <p>〔二〕略</p> <p>第三 講習修了証明</p> <p>一 課程を修了した者に対しては、危険物取扱者免状にその旨を記載し、又は修了証を発行するものとする。</p> <p>二 修了証の様式は、別記様式のとおりとする。</p> <p>第四 略</p>	<p>第一 〔同上〕</p> <p>一 講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の態様に応じ、次のとおり種別を設けて実施するものとする。ただし、都道府県知事は、(三)の種別については、さらにこれを区分して実施することができる。</p> <p>〔(一)〕(三) 同上</p> <p>〔二〕同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>第三 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附則の次に次の一様式を加える。

別記様式 (第3関係)

修了証 氏名
あなたは危険物取扱者保安講習の以下の講習区分について、講習の課程を修了されました。 よってこれを証します。 この修了証は、危険物取扱者免状と一緒に保持してください。
講習区分： 年 月 日
都道府県知事 (指定講習機関)
印 印

54mm 以下

85mm 以下

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三第二号の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。